（労働者派遣事業の許可の有効期間に関する経過措置）

第六条　改正法の施行の際現にされている労働者派遣法第十条第五項において準用する改正法第一条の規定による改正前の労働者派遣法（次条第三項において「旧法」という。）第五条第二項の規定によりされた許可の有効期間の更新の申請は、労働者派遣法第十条第五項において準用する新法第五条第二項の規定によりされた許可の有効期間の更新の申請とみなす。

2　前項の申請に係る許可の有効期間の更新の基準については、なお従前の例による。

（特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等に関する経過措置）

第七条　新法第三十条第一項第一号及び第二項並びに第四十条の五第二項の規定は、改正法の施行の日（以下この条及び次条において「改正法施行日」という。）以後に締結される労働者派遣契約（労働者派遣法第二十六条第一項各号列記以外の部分に規定する労働者派遣契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき行われる労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この条において同じ。）及び当該労働者派遣に係る派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）について適用する。

2　新法第三十四条（新法第三十八条において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第三十五条の二、第三十六条（第一号に係る部分に限る。）、第三十七条第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）、第四十条の四、第四十一条（第二号に係る部分に限る。）、第四十二条（第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第四十九条の二の規定は、改正法施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣及び派遣就業（労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。以下この項において同じ。）について適用し、改正法施行日前に締結された労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣及び派遣就業については、なお従前の例による。

3　改正法施行日前に締結された労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣については、旧法第四十条の四及び第四十条の五の規定は、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第八条　前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年九月三十日から施行する。

（特定労働者派遣事業に関する経過措置についての読替え）

2　改正法附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業に関する第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第四条第二項の規定の適用については、同項中「法第二条第四号に規定する派遣元事業主」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業を行う者」とする。

総務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○法務省令第二号

○厚生労働省令第百四十九号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第四十一条の規定に基づき、法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年法務省・厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（経過措置）

2　当分の間、第八号の規定の適用については、同号中「規定」とあるのは、「規定並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項及び第七項の規定」とする。

附　則

この省令は、平成二十七年九月三十日から施行する。

厚生労働省令の整備等及び経過措置に関する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第十条）
第二章　経過措置（第十一条―第十五条）
附則

第一章　関係省令の整備

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「許可等」を「許可（第一条の二―第十六条）」に改め、「第一款　一般労働者派遣事業（第一条の二―第十六条）」を削り、「第三十三条」を「第三十二条の二」に改める。

第一条第二項第二号中「平成六年法律第三十号」の下に「。次号において「中国残留邦人等支援法」という。」を、「準用する場合を含む」の下に「。次号において同じ」を加える。

第一章第二節の節名中「許可等」を「許可」に改め、同節第一款の款名を削る。